

# 官報号外 昭和二十九年三月三十一日

## ○第十九回 参議院會議録第二十六号

昭和二十九年三月三十一日(水曜日)午後九時六分開議

議事日程 第二十六号

昭和二十九年三月三十一日 午前十時開議

第一 岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 同 大谷 勝雄君

通商産業委員 同 上原 正吉君

電気通信委員 同 石原幹市郎君

議院運営委員 同 西川甚五郎君

同 松野 鶴平君

通商産業委員 同 安井 謙君

同 西川甚五郎君

電気通信委員 同 石原幹市郎君

議院運営委員 同 安井 謙君

同 西川甚五郎君

小型自動車競争法の一部を改正する法律案(川島正次郎君外四十名提出)	同日委員長から左の報告書を提出した。
建設委員会請願審査報告書第一号同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
特別報告第一号	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
日本中央競馬会法案	日本院とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件
農林委員会に付託	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
日本製鉄株式会社法廢止法の一部を改正する法律案	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件
農林委員会に付託	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
通商産業委員会に付託	中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
建設委員会に付託	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
土地区画整理法案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
土地区画整理法施行法案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本公務員法の一部を改正する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方行政委員会に付託	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農産物検査法の一部を改正する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
物品税法の一部を改正する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
身体障害者福祉法の一部を改正する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
児童福祉法の一部を改正する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
医療法の一部を改正する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
未帰還者留戻家族等援護法の一部を改正する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国民金融公庫法の一部を改正する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
母子福祉資金の貸付等に関する法律	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
骨牌税法の一部を改正する法律案	同日本院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

同日本院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

本日委員長から左の報告書を提出し

ガス事業法案可決報告書

同日本院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

航空法の一部を改正する法律案可決

ガス事業法案

本日委員長から左の報告書を提出し

ガス事業法案可決報告書

同日本院議長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

農業公庫法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

児童福祉法の一部を改正する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

未帰還者留戻家族等援護法の一部を改正する法律

ガス事業法案

本日委員長から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

第一章

事業の許可（第三条—第十五條）

第三章 供給 (第十六条—第二十

第四章 會計（第一二六條・第二  
十七條）

第五章 保安（第二十八条—第三十九条）

## 第六章 雜則（第四十條—第五十 二條）

第七章 罰則（第五十三條—第六

附則

(目的) 第一章 總則

一条 この法律は、ガス事業の運

音を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガ

ス事業の健全な発達を図るとともに、ガスの製造及び供給に伴う危

の安全を確保することを目的とする。

卷之三

**(定義)** 二条 この法律において「ガス事

業」とは、一般の需用に応じ導管によりガスを供給する事業をいう。

この法律において「ガス工作物」とは、ガスの供給のための施設を

ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、

ガス精製設備、  
整圧器、導管、受電設備その他の  
排送機、圧送機、

上作物及びこれらの附属設備であ  
りて、ガス事業の用に供するもの

第一章 事業の許可

第二章 事業の許可

**二条** ガス事業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとす  
る者は、左に掲げる事項を記載し  
た申請書を通商産業大臣に提出し  
なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の氏  
名及び住所

二 供給区域

三 ガス発生設備及びガスホル  
ダーの種類及び能力別の数並び  
にこれらの設置の場所

四 前項の申請書には、供給区域の  
因面その他通商産業省令で定める  
書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の  
許可の申請が左の各号に適合して  
いると認めるときでなければ、同  
条の許可をしてはならない。

一 そのガス事業の開始が一般の  
需用に適合すること。

二 そのガス事業のガス工作物の  
能力がその供給区域におけるガ  
スの需要に応ずることができ  
るものであること。

三 そのガス事業の開始によつて  
その供給区域の全部又は一部に  
おいてガス工作物が著しく過剰  
とならないこと。

四 そのガス事業を適確に遂行す  
るに足りる経理的基礎があるこ  
と。

五 その他そのガス事業の開始が  
公益上必要であり、且つ、適切  
であること。

(許可証)

第六条 通商産業大臣は、ガス事業  
の許可をしたときは、許可証を交  
付する。

2 許可証には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可の番号

二 氏名又は名称及び住所

三 供給区域

四 ガス発生設備及びガスホールダーネの種類及び能力別の数並びにこれらの設置の場所

(設備の設置及び事業の開始の義務)

第七条 第三条の許可を受けた者(以下「ガス事業者」という。)は、一年以上三年以下において通商産業大臣が指定する期間内に、前条第二項第四号の設備を設置し、その事業を開始しなければならない。

2 通商産業大臣は、特に必要があると認めるときは、供給区域又は前条第二項第四号の設備を区分して前項の規定による指定をすることができる。

3 通商産業大臣は、ガス事業者が申請があつた場合において、正当な事由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 ガス事業者は、前条第二項第四号の設備を設置し、又はその事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。(供給区域又は設備の変更)

第八条 ガス事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

2 第五条の規定は、前項の許可に準用する。

3 前条の規定は、第一項の場合（供給区域の減少の場合を除く。）に適用する。

(氏名等の変更)

第九条 ガス事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(事業の譲渡及び譲受並びに法人の合併)

第十条 ガス事業の全部又は一部の譲渡及び譲受は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 ガス事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第十二条 ガス事業の全部の譲渡があり、又はガス事業者について相続若しくは合併があつたときは、ガス事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、ガス事業者の地位を承継する。

2 前項の規定によりガス事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(ガス事業以外の事業)

第十二条 ガス事業者は、通商産業以外の事業を営んではならない。但し、通商産業省令で定める事業については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、ガス事業者が

ガス事業以外の事業を営むことに  
よりガス事業の適確な遂行に支障を  
及ぼすおそれがないと認めるときで  
なければ、前項の許可をしてはなら  
ない。

(事業の休止及び廃止並びに法ト  
の解散)

第十三条 ガス事業者は、通商産業  
大臣の許可を受けなければ、ガス事  
業の全部又は一部を休止し、又  
は廃止してはならない。

2 ガス事業者たる法人の解散の  
議又は総社員の同意は、通商産業  
大臣の認可を受けなければ、その  
効力を生じない。

3 通商産業大臣は、ガス事業の休  
止若しくは廃止又は法人の解散の  
より公共の利益が阻害されるおそれ  
がないと認めるときでなければ、  
第一項の許可又は前項の認可  
をしてはならない。

(事業の許可等の取消)

第十四条 通商産業大臣は、ガス事  
業者が第七条第一項の規定により  
指定した期間(同条第三項の規定  
による延長があつたときは、延長  
後の期間。以下同じ。)内に第六  
条第二項第四号の設備を設置せ  
ず、又は事業を開始しないときは、  
は、第三条の許可を取り消すこと  
ができる。

2 通商産業大臣は、前項に規定す  
る場合を除く外、ガス事業者がこ  
の法律若しくはこの法律に基く命令  
令又は、これらに基く处分に違反し  
た場合において、公共の利益を阻  
害すると認めるときは、第三条の  
許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定  
による許可の取消をしたときは、

# 官報 (号外)

3

理由を記載した文書をそのガス事業者に送付しなければならない。

**第十五条** 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による第六条第二項第三項又は第四号の事項の変更の許可を受けたガス事業者が第八条第一項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその增加する供給区域において事業を開始せず、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

**第十六条** 通商産業大臣は、ガス事業者がその供給区域の一部においてガス事業を行っていない場合において、公共の利益を阻害すると認めるとときは、その一部について供給区域を減少することができる。

**第三章 供給**

(供給義務)

**第十七条** ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の認可を受けしよとすると同様とする。

**第十八条** 通商産業大臣は、ガスの料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、ガス事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

**第十九条** ガス事業者は、第十七条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は前条第二項の規定により供給規程の変更があつたときは、その供給が他のガス事業者の供給区域において行われなければならない。

**第二十条** 通商産業大臣は、前項の許可を受けなければならぬときは、その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適正でないことを認めた場合は、前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正且つ明確に定められてゐること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供給規程に關する命令及び処分)

**第二十一条** ガス事業者は、政令で定める方法により、その供給するガスの熱量及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

(供給契約)

**第二十二条** ガス事業者は、他のガス事業者からガスの供給を受け、又はこれにガスを供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(特定供給)

**第二十三条** ガス事業者は、一般の需用に応じて供給する場合を除き、その供給区域以外の地域において導管によりガスを供給しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

**第四章 会計**

(会計の整理)

**第二十六条** ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

(卸供給事業者の供給)

**第二十四条** ガス事業者以外の者が、あつて、ガス事業者に対して導管によりガスを供給する事業を営むもの(以下「卸供給事業者」といふ)は、通商産業大臣の認可を受けたガスの料金その他の供給条件を定めるのでなければならぬ。但し、特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けたときには、この限りでない。

(ガス工作物の維持)

**第二十八条** ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するよう維持しなければならない。

**第五章 保安**

**第二十九条** ガス事業者は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に対し、その保安上の基準に適合する修理し、その保安上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(ガスの成分の検査義務)

**第三十条** ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき、導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第三十一条** ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき、導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

昭和二十九年三月三十一日 参議院会議録第二十六号 ガス事業法案

申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適正でないことを認めた場合は、前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

**第二十七条** 通商産業大臣は、ガス

事業の適確な遂行を図るために特に必要なと認めるときは、ガス事業者に對し、方法又は額を定めて、固定資産について、減価償却を行らべきことを命ずることができる。

**第二十八条** ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するよう維持しなければならない。

**第五章 保安**

**第二十九条** ガス事業者は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に対し、その保安上の基準に適合する修理し、その保安上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(ガスの成分の検査義務)

**第三十条** ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき、導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第三十一条** ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき、導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

昭和二十九年三月三十一日 参議院会議録第二十六号 ガス事業法案

申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適正でないことを認めた場合は、前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

**第二十七条** 通商産業大臣は、ガス

事業の適確な遂行を図るために特に必要なと認めるときは、ガス事業者に對し、方法又は額を定めて、固定資産について、減価償却を行らべきことを命ずることができる。

**第二十八条** ガス事業者は、ガス工作物を通商産業省令で定める保安上の基準に適合するよう維持しなければならない。

**第五章 保安**

**第二十九条** ガス事業者は、ガス工作物が前項の保安上の基準に適合していないと認めるときは、ガス事業者に対し、その保安上の基準に適合する修理し、その保安上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(ガスの成分の検査義務)

**第三十条** ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき、導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第三十一条** ガス事業者は、導管の工事により発生する危険を防止するため、通商産業省令で定める事項につき、導管の工事の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

昭和二十九年三月三十一日 参議院会議録第二十六号 ガス事業法案

申請が左の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その供給が他のガス事業者の供給区域において行われるものであるときは、当該他のガス事業者がその供給を行うことが容易且つ適正でないことを認めた場合は、前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

**第二十七条** 通商産業大臣は、ガス

3 通商産業大臣は、ガス事業者が第一項の認可を受けた方法に従わないと同項の通商産業省令で定める事項について導管の工事をしていると認めるときは、同項の認可を受けた方法に従つてその導管の工事をすべき旨を命ずることができ。

第三十一条 ガス事業者は、通商産業省令で定める導管の工事をしよとするとときは、その工事の開始の日の十五日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(ガス主任技術者)

第三十二条 ガス事業者は、事業場(通商産業省令で定める範囲のものに限る)ごとに、通商産業省令で定める区分に従い、ガス主任技術者免状の交付を受けている者の中から、ガス主任技術者を選任し、ガスの製造及び供給の作業に関する保安の監督をさせなければならない。

2 ガス事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、選任したときには、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これと同様である。

(ガス主任技術者免状)

第三十三条 ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状及び乙種ガス主任技術者免状とする。

2 ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をすることができる。ガスの製造及び供給の作業の範囲は、前項に規定するガス主任技術者免状の種類に応じて通商産業省令で定められる。

3 ガス主任技術者免状は、左の各

号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

1 ガス主任技術者国家試験(以下「国家試験」という)に合格した者であつて、通商産業省令で定めるガスの製造及び供給の作業に関する経験を有するもの

2 十五年以上ガスの製造及び供給の作業に従事した者であつて、前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定したもの

3 通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対するは、ガス主任技術者免状の交付を行わないこ

とができる。

1 次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、そ

の日から二年を経過しない者

2 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがな

くなつた日から二年を経過しない者

3 ガス主任技術者免状の交付に関する手続的事项は、通商産業省令で定める。

5 ガス主任技術者免状の交付を受けた手続的事项は、通商産業省令で定める。

6 ガス主任技術者免状の返納を命ぜられた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

7 ガス主任技術者免状の交付を受けた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

8 ガス主任技術者免状の交付を受けた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

9 ガス主任技術者免状の交付を受けた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

10 ガス主任技術者免状の交付を受けた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

11 ガス主任技術者免状の交付を受けた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

12 ガス主任技術者免状の交付を受けた者は、ガスの製造及び供給の作業を行つてゐる者

3 他の技術者免状の種類とともに、通商産業大臣が行う。

3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(ガス主任技術者の義務)

第三十六条 ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

3 技術者免状の種類とともに、通商産業大臣が行う。

3 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(ガス主任技術者の義務)

第三十七条 通商産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガスの製造及び供給の作業の保安に支障を及ぼすと認めるときには、ガス事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができ。

(ガス主任技術者免状)

第三十八条 第二十九条及び第三十条から前条までの規定は、政令で定めるところにより、ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行つるもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行ふ者に適用する。

(ガス事業者以外の者の事業の開始等の届出)

第三十九条 ガス事業者以外の者であつて、ガスを供給する事業を行うもの又は自ら製造したガスを使用する事業を行ふ者は、その事業を開始し、又は廃止したときは、運送なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

手数料を納付すべき者	金額
一 國家試験を受けようとする者	八百円
二 ガス主任技術者免状の交付を受けようとする者	三百円
三 ガス主任技術者免状の再交付を受けようとする者	二百円

(公共用の土地の使用)

第三十九条 ガス事業者又は卸供給事業者(以下「ガス事業者等」といふ)は、その事業の用に供するため、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他の公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な事由がないのに

申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、

を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最少限度のものに限り、且つ、当該ガス事業者その他の者に不當な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(子敷料)

第四十一条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 主務大臣は、左に掲げる場合の手数料を納めなければならない。

3 主務大臣は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

4 前項の規定により使用料を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

5 ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものについては、適用しない。

2 ガス事業者等が導管を設置する場合においては、道路法第十九条第五項の規定による訴願の裁決であつて、同条第一項第五号又は第十三号に掲げる処分に係るものをしてようとするとき。

3 土地の立入

第四十三条 ガス事業者は、ガス工作物の設置に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受け、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の

申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、

管理者の定めた使用料の額が適正でないときは、主務大臣は、ガス事業者等の申請により使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。

2 前項の規定は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の規定による道路並びに同法第十八条规定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属性となるべきものについては、適用しない。

3 前項の規定は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の規定による道路並びに同法第十八条规定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属性となるべきものについては、適用しない。

4 前項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に設置された道路の附属性となるべきものについては、適用しない。

5 前項の規定により使用料を許可し、又は使用料の額を定めようとするとき。

6 地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

2 前項の場合においては、ガス事業者等は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 管理者が正当な事由がないのに

申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、

五四五八

意見書を提出する機会を与えない  
ればならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他  
人の土地に立ち入るときは、あら  
かじめ、土地の占有者に通知しな  
ければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、他  
人の土地に立ち入るときは、都道  
府県知事の許可を受けたことを証  
する書面を携帯し、関係人に呈示  
しなければならない。

（植物の伐採等）

第四十四条 ガス事業者は、導管の  
設置又は保守を行なうため必要があ  
るときは、障害となる植物を伐採  
し、又は移植することができます。

2 前項の場合においては、ガス事  
業者は、植物の所有者と協議しな  
ければならない。協議がとのわ  
ないとき、又は協議することができ  
ないときは、都道府県知事が裁  
定する。

（損失の補償）

第四十五条 ガス事業者は、前二条  
の規定により他人の土地に立ち入  
り、又は植物を伐採し、若しくは  
移植したことによって土地の所有  
者、植物の所有者その他の関係人  
の現に受けた損失を補償しなけれ  
ばならない。

2 前項の補償について当事者間に  
協議がとのわないと、又は協  
議することができないときは、都  
道府県知事が裁定する。

3 裁定のうち、補償金額について  
不服のある者は、その裁定を受け  
た日から三十日以内に訴をもつて  
その金額の増減を請求すること  
ができる。

4 前項の訴においては、ガス事業  
者又は土地の所有者、植物の所有  
者その他の関係人をもつて被告と  
する。

（報告の徵収）

第四十六条 通商産業大臣は、この  
法律の施行に必要な限度におい  
て、政令で定めるところにより、  
ガスを供給する事業又は自ら製造  
したガスを使用する事業を行なう者  
に対し、その事業に関し報告させ  
ることができる。

（立入検査）

第四十七条 通商産業大臣は、この  
法律の施行に必要な限度において、  
その他の事業場に立ち入り、帳  
簿、書類その他の物件を検査させ  
ることができる。

2 前項の規定により立入検査をす  
る職員は、その身分を示す証票を  
携帯し、関係人に呈示しなければ  
ならない。

3 第一項の規定による立入検査の  
権限は、犯罪捜査のために認めら  
れたものと解釈してはならない。

（公聴会）

第四十八条 通商産業大臣は、第十  
七条第一項又は第十八条第二項の  
規定による処分をしようとすると  
きは、公聴会を開き、広く一般の  
意見をきかなければならない。

（公聴会）

第四十九条 通商産業大臣は、第十  
四条第一項若しくは第二項又は第  
十五条第一項若しくは第二項の規  
定による処分をしようとするとき

は、当該処分に係る者に対し、相  
当な期間において予告した上、公  
開による聴聞を行なわなければなら  
ない。

2 前項の予告においては、期日、  
場所及び事案の内容を示さなけれ  
ばならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係  
る者及び利害関係人に對し、当該  
事案について証拠を呈示し、意見  
を述べる機会を与えなければならない  
ない。

（異議の申立）

第五十条 この法律（第六章を除  
く）の規定によつてした処分に對  
して不服のある者は、その旨を記  
載した書面をもつて、通商産業大  
臣に異議の申立てをすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の異議の  
申立てがあったときは、前条の例に  
より公開の聽聞をした後、文書を  
もつて決定をし、その正本を異議  
の申立てをした者に送付しなければ  
ならない。

3 第一項の規定による立入検査の  
結果が、ガス事業者のガスの供  
給に關し苦情のある者は、通商產  
業大臣に対し、理由を記載した文  
書を提出して苦情の申出をするこ  
とができる。

2 通商産業大臣は、前項の申出が  
あつたときは、これを誠実に処理  
し、処理の結果を申出者に通知し  
なければならない。

（権限の委任）

第五十二条 この法律の規定によ  
り、通商産業大臣の権限に屬する事  
項は、政令で定めるところにより、  
してガスを供給した者

（通商産業局長又は都道府県知事に  
行わせることができる。）

（第七章 刽則）

第五十七条 左の各号の一に該当す  
る者は、三十万円以下の罰金に處  
する。

一 第八条第一項の許可を受けた契  
約によらないでガスの供給を受  
け、又はガスを供給した者

二 第十二条第一項の規定に違反  
してガス事業以外の事業を営ん  
だ者

三 第二十条の規定に違反してガ  
スを供給した者

4 第一条及び第二項の未遂罪は、  
以下の罰金に處する。

5 第二十三条第一項の許可を受  
けないでガスを供給した者

6 第二十四条第一項の規定に違  
反してガスを供給した者

7 第三十二条第一項（第三十八  
条の規定により適用する場合を  
含む。）の規定によるガス主任技  
術者を選任しなかつた者

8 第三十二条第一項（第三十八  
条の規定により適用する場合を  
含む。）の規定によるガス主任技  
術者を選任した者

9 第二十一条又は第二十九条の  
規定による記録をせず、又は虚  
偽の記録をした者

10 第二十八条左の各号の一に該當す  
る者は、十万円以下の罰金に處す  
る。

11 第二十九条第三項（第三十八  
条の規定により適用する場合を  
含む。）の規定による命令に違反  
した者

12 第二十九条第三項（第三十八  
条の規定により適用する場合を  
含む。）の規定による命令に違反  
して工事をした者

一 第七条第四項(第八条第三項)において適用する場合を含む)、第十一條第二項、第三十二条第二項(第三十八条の規定により適用する場合を含む)、第三十九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十九条の規定に違反して掲示をしなかつた者

三 第二十五条の規定による届出をしないでガスを供給した者

四 第三十一条(第三十八条の規定により適用する場合を含む)の規定による届出をした者

五 第三十七条(第三十八条の規定による届出をした者)

六 第四十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第六十一条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十六条の規定に違反した者

5 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律施行規則(昭和二十七年通商産業省令第九十九号)第一条第一項の規定に基づき旧ガス事業法施行規則(大正十四年商工省令、内務省令)第四十五条の規定により交付された申種免状又

14 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保

に關する法律の適用除外等に關す

る法律(昭和二十二年法律第二百三

ガス主任技術者試験委員会	ガス主任技術者国家試験委員会
電気に関する事務をつかさどること。	電気及びガスに関する事務をつかさどること。

電気及びガスに関する法律の改正審議会
電気に関する事務をつかさどること。

- 三 第二十七条の規定による命令に違反した者
- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。
- 2 電気及びガスに關する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定に基き旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の規定の例によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。
- 3 この法律の施行の際現に電気及びガスに関する臨時措置に関する法律に基き旧公益事業令(昭和二十六年規定)により適用する場合を含む)の規定による命令に違反した者
- 4 第三十七条(第三十八条の規定によつて、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 5 第三十二条の規定は、この法律の施行の日から二十五日を経過した日前に、同条の適用の工事を開始するガス事業者には、適用しない。
- 6 第三十三条第一項の表中
- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ガス主任技術者試験委員会      | ガス主任技術者国家試験委員会        |
| 電気に関する事務をつかさどること。 | 電気及びガスに関する事務をつかさどること。 |
- 7 第三十二条の規定は、この法律の施行の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
- 8 この法律の施行の際現に存する旧ガス事業者と市町村との間のガス事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から三十日以内に、そ
- 9 前項の規定は、この法律の規定により適用する場合を含む)の規定による命令に違反した者
- 10 附則第八項の規定による通商産業大臣の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならぬ。
- 11 通商産業大臣は、裁定書の正本を当事者に送付しなければならない。
- 12 附則第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。
- 13 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
- 14 第四条第一項第四十四号中「及びガス」を削る。
- 15 第三百四十一号の一部を次のように改正する。
- 16 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
- 17 第三条第十七号中「又はガス工作物」を削り、同条第十七号の三の次に次の一号を加える。
- 18 道路法の一部を次のように改正する。
- 19 第三十六条第一項中「地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)」の下に「ガス事業法(昭和二十九年法律第二百七十五号)」を加える。
- 20 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。
- 21 題名を次のように改める。
- 22 本則中「及びガス事業及びガス」を削り、「電気用品並び

手方に對し要求をし、又は承認を求めた場合において、協議がととのわないとき、又は協議することができないときは、通商産業大臣が内閣總理大臣と協議して裁定する。

第一条第六号中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に改める。

「電気用品及び」に改め  
関する臨時措置に関する法律」を  
附則第九項中「電気及びガスに  
関する臨時措置に関する法律」を  
「電気に関する臨時措置に関する  
法律」に改める。  
農山漁村電気導入促進法(昭和  
二十七年法律第三百五十九号)の  
一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第十二条(見  
出)を含む)中「電気及びガスに  
関する臨時措置に関する法律」を  
「電気に関する臨時措置に関する  
法律」に改める。

この法律の施行前にした行為に  
対する罰則の適用については、な  
お從前の例による。

〔中川以良君登壇、拍手〕

○中川以良君 只今議題となりました

ガス事業法案の通商産業委員会におけ  
る審議の経過並びに結果について御報

告申上げます。

先ず、ガス事業法案の提案になりました

した経過につきまして、簡単に御報告

いたします。従来、ガスにつきまして

は、その事業の運営が国民生活上特に

都市を中心として重要な地位を占め、

民生の安定に対する影響が大きく、且

つガスの性質上、その製造及び供給の

取扱い如何によつては相当の危険を伴  
います。

都市を中心として重要な地位を占め、

民生の安定に対する影響が大きく、且

つガスの性質上、その製造及び供給の

取扱い如何によつては相当の危険を伴  
います。

五年、公益事業令の制定に伴い、ガス

事業の公益性に鑑み、電気事業と併せ

てその事業の規制が行われて來まし  
ましたが、昭和二十七年十月、公益事

業令が失効する事を生じまして、政

府は急遽電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案を国会に提出をいた

しましたして可決を見、公益事業令の内容

をそのまま引き継ぐと同時に、通商産業

省に電気及びガス関係法令審議会を設

置することとしたとして、爾來約一

年間同審議会におきまして競争検討を

進めた結果、審議会の答申を得ました

ので、政府はその趣旨を尊重し、電気

事業と切離しまして単独法案として本

法案が提案されました次第であります

す。

次に、本法案の内容につきまして簡

單に御説明を申上げます。本法案は七

章六十一条と附則から成り、第一章に

おきましては、この法律の目的とガス

事業の定義を定め、ガス事業の範囲を

一般供給事業者に限ることとし、卸供

給事業者をガス事業者から除いてあり

ます。即ち本法律案は、一般供給事業

者をガス事業者として規制することに

より、一般需用者の利益を保護しよう

とするものであります。

第二章は、ガス事業の創設から廃止

に至るまで種々の規制を加えることに

なつております。公益事業令と大きく

異なる点は、事業許可の基準を

詳細に規定をしてありますこと、事業

の開始義務を定め、ガス事業開始の確

実性を期してありますこと、又ガス

の供給施設の設置義務を課したほか、

規制を規定したことであります。

以上が、本法案の大要でございま

す。当委員会におきましては、審議に

際しましては慎重を期し、特に本法に

よる天然ガスの取扱について種々の

問題点がありまするので、秋田、新潟

地方に議員を派遣して現地調査をいた

しましたと共に、参考人をいたし、中

小ガス事業者及び地方公共団体代表者

等から意見の聴取をいたし、法案審議

の参考に資した次第でござります。

本法案審議の質疑応答のすべては、

この際、速記録に譲ることとしたしま

して、特に問題となりました点を申上  
げますと次のよう次第でございま  
す。一、都市ガスの需給状況と将来に  
おける拡充計画実施に關しまする問  
題、二、ガス事業の実体はその規模の  
大小の差が大きく、本法による一律の  
規制を受けた場合、中小企業者の負担

が重いこと、他の法律關係から見  
て、若干の意義があり、将来の本法の  
運用上支障が起ることも考えられるか  
ら、誤解を持たれないよう、その運用

に慎重を期すること、法十二条の兼業

のガス事業者との規制の特

定供給について、所定の規制を加えて

おりますことであります。第四章の

会計につきましては、ガス事業の經營

の健全化と企業自主性の尊重から、ガ

ス事業会計処理の根幹たる会計整理の

基準及び減価償却の命令のはか、公

益事業令で規制している諸手続を廃止

することといたします。次に、

ガス事業者に保安上必要なガス工作物

の測定期度を設定をいたし、ガス主任

技術者制度の確立を期し、保安監督の

充実を図つておりますのであります。

第六章は、雜則、第七章は、罰則

となつております。なお、この法律の

規定により、通商産業大臣の権限に属

する事項中、政令の定めるところによ

り、通商産業局長又は都道府県知事に

その一部を委任することができるこ

といたしまして、その間の調整を図る

途が開かれております。

以上が、本法案の大要でございま

す。当委員会におきましては、審議に

際しましては慎重を期し、特に本法に

よる天然ガスの取扱について種々の

問題点がありますので、秋田、新潟

地方に議員を派遣して現地調査をいた

しましたと共に、参考人をいたし、中

小ガス事業者及び地方公共団体代表者

等から意見の聴取をいたし、法案審議

の参考に資した次第でござります。

以上、御報告を申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もな

ければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八君) それでは、全会一致を以て可決せられましたというの誤りがありました。

過半数ありました。よつて本案は、可決せられました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、航空法の一部を改正する法律案提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議なしと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。運輸委員長前田穎君。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、航空法の一部を改正する法律案提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議なしと認めます。運輸委員長前田穎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穎君。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、航空法の一部を改正する法律案提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議なしと認めます。運輸委員長前田穎君。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、航空法の一部を改正する法律案提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議なしと認めます。運輸委員長前田穎君。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、航空法の一部を改正する法律案提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議なしと認めます。運輸委員長前田穎君。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、航空法の一部を改正する法律案提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議なしと認めます。運輸委員長前田穎君。

1) 「(百二十六条 第百三十一条)」を「(百二十六条 第百三十二条)」に改める。

第十条の次に次の二項を加える。

第十二条の二 運輸省令で定める資格及び経験を有することについて運輸大臣の認定を受けた者(以下「耐空検査員」という。)は、運輸省令で定める滑空機について耐空證明を行うことができる。

2) 前条第二項から第五項までの規定は、前項の耐空證明について準用する。

第十二条中「前条第一項」を「第十一项第一項又は前条第一項」に改め

る。

第十二条中「前条第一項」を「第十一项第一項又は前条第一項」に改め

により指定した事項を変更することができる。

第十六条第二項を次のように改め

る。

2) 第十二条の二第一項の滑空機であつて、耐空證明のあるものの使用者は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかわらず、これを航空の用に供してもよい。

第十二条第二項の次に次の二項を加える。

3) 運輸大臣又は耐空検査員は、第一項又は前項の検査の結果、当該航空機が第十条第四項(第十条の二第二項)において準用する場合を含む。の基準に適合すると認めることは、これを合格としなければならない。

第十二条中「第十条第四項」の下に「(第十条の二第二項)において準用する場合を含む。」を加える。

第十二条中「及び返納に関する事項」を「返納及び呈示に関する事項」に改め、「又は第二項」を削る。

第十二条中「(第十四条の二)に付する事項」を「(第十四条の二)に付する事項」に改め、「又は第二項」を削る。

明に係る航空従事者の申請により、その限定を変更することができる。

第三十四条第二項中「航空機の操縦の教育の技能について運輸大臣の認定」を「航空機の種類別にその行う操縦教育証明を受けた者でなければ、」を「航空機の種類別にその操縦の教育の技能について運輸大臣の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、その種類の航空機について改め

る。

2) 前条の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。

第三十四条第二項中「航空機の操

縦の教育の技能について運輸大臣の認定」を「運輸大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこととされ、当該施設を前条第一項の技術上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかつた場合に限られる。

九条第一項第一号の基準に適合せらる。

第十四条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

六 許可に附した条件に違反したとき。

五 飛行場の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

四 第一項の許可是、条件又は期限を附し、及びこれを変更するこ

とができる。

五 飛行場にあつては、申請者

が、その敷地について所有権そ

の他の使用の権原を有するか、

又はこれを確實に取得すること

ができると認められること。

第四十三条第二項中「第三十九条第一項第一号及び第三項」を「第三十九条第一項第一号及び第三項」に改める。

第五十四条 飛行場の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときは、同様である。

第十五条第一項第一号及び第二号

第十五条第一項第一号及び第二号

第十五条第一項第一号及び第二号

第十五条第一項第一号及び第二号

運輸大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十条第一項第一号の基準に適合せらる。

九条第一項第一号の基準に適合せらる。

第十五条第一項第一号及び第二号

植物その他の物件がないときは、準用しない。  
 第五十六条第三項中「第四十七項」を「第四十七条第一項及び第五十九条第二項に改め、同項中及び第五十四条を削る。第五十六条の次に次の二条を加える。

(公用施設の指定等)

第五十六条の二 運輸大臣は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

2 前項の指定は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他運輸省で定める事項を告示することによつて行う。

3 運輸大臣は、第一項の指定に係る施設について前項の告示をした事項に変更があつたときは、運輸省を告示しなくて、変更に係る事項を告示しなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の指定を取り消したときは、運輸省を告示しなければならない。

5 運輸大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定を取消をしようとするときは、防衛厅長官と協議しなければならない。

6 防衛厅長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7 防衛厅長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対する不當な差別的取扱をしてはならない。

第五十七条の次に次の二条を加える。

但し、第十二条但書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

第五十八条第二項の次に次の二条を加える。

3 前二項の規定は、第十一一条但書の規定による許可を受けた場合には、適用しない。

第九十二条に後段として次のよう

に加える。

定期運用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者が、当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機の操縦の練習をする場合も同様である。

第九十三条第三項を第四項とし、同項中「第一項の飛行計画の承認を受けた航空機」と第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、第二項を第三項として同項中「前項の飛行計画の承認を受けた航空機」を「第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

2 航空機は、計器飛行状態において飛行しようとするとき(前項の場合を除く。)又は有視界飛行状態において飛行しようとするときは、運輸省令で定める場合を除く。)は、運輸省令で定めるところにより、飛行計画の承認を受け、又は認可を受けた航空機」を前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又は認可を受けた航空機」を前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又

は飛行計画を通報した航空機」に改める。

但百二十二条第一項及び第一百二十九条第一項にそれぞれ後段として次のように加える。

この場合において、第一百九条第三号中「認可」とあるのは「免許又は認可」と読み替えるものとする。

第一百二十六条第一項を次のように改める。

国際民間航空条約の締約国たる外国(以下単に「締約国」という。)の国籍を有する航空機(第一百二十一条第一項の許可を受ける者(以下「外国人国際航空運送事業者」という。)の当該事業の用に供する航空機、第一百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものとの使用する航空機を除く。)は、運輸大臣の指定する航空路によらないで、左に掲げる航行を行なう場合には、天候その他の要因による場合を除く外、運輸大臣の指定する飛行場において、着陸し、又は離陸しなければならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第一百二十七条中「外国、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外国の国籍を有する人又は外国の法人に基して設立された法人その他の法人の使用する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。)を、外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機を除く。)を、外国人の国籍を有する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該運送の用に供する航空機を除く。)に改める。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に事業計画、運航開始の予定期日その他の運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、申請者に対して、前項に規定するものの外、必要と認められる書類の提出を求めることができる。

第一百二十九条の五 運輸大臣は、左の各号の一に該当する場合には、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一 事業計画を変更すること。

二 運賃又は料金を変更すること。

(事業の停止及び許可の取消)

第一百二十九条の四 運輸大臣は、必要な事項を命ずること。

1 事業計画等の変更命令

2 外国人国際航空運送事業者は、事業計画を変更しよとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画)

第一百二十九条の三 外国人国際航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならぬ。

五百二十九条の二 外国人国際航空運送事業者は、旅客及び貨物(郵便物を除く。)の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

五百二十九条の三 外国人国際航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならぬ。

五百二十九条の四 運輸大臣は、旅客及び貨物(郵便物を除く。)の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

五百二十九条の五 運輸大臣は、左の各号の一に該当する場合には、左の各号に掲げる事項を命ずること。

一 外国人国際航空運送事業者が法令、法令に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 外国人国際航空運送事業者の株式若しくは持分の実質的な所有又は外国人国際航空運送事業者の営む航空運送事業の実質的







八、第七条の二、第七条の四、第七条の五、第七条の九又は第二十一条第一項の規定の適用に因り増加することとなる減価償却の額を含まないで計算した場合における償却範囲額とする。)の百分の九十に相当する金額以上である場合、当該利益の配当の額が資本又は出資の金額(額面株式のみを発行している株式会社については、発行済額面株式の株金総額)の年百分の二十に相当する金額以下である場合

前項第三号に規定する償却範囲額は、電気供給業その他命令で定める公益事業で、当該事業に係る役務又は物品の供給の対価たる料金の決定について政府の認可を要し、且つ、当該料金の算定の基礎となる減価償却費の額が定額法により計算されているものを主たる事業とする法人の有する当該事業に属する減価償却資産でその償却額とする。

第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に増資を行い、当該増資を行った日以後二年内に合併により消滅した場合において、当該法人の合併法人が、その合併の日を含む事業年度から当該増資の行された日以後二年を経過した日の前の所属する事業年度までの各事業年度において当該事業年度の所得のうちから当該合併に因り承継した資本又は出資で当該増資に因り増加した資本又は出資から成る部分について利益の配当をなしたときは、合併の日以後は、当該合併法人について、前項の規定を適用する。この場合においては、第一項第二号の規定について

は、当該合併に因り消滅した法人について判定するものとする。

第一項の資本又は出資の金額の百分の十若しくは年百分の五に相当する金額及び同項第四号の年百分の二十に相当する金額の計算並びに法人が昭和二十八年一月一日以後合併した場合における合併法人の第一項第二号及び前項の規定による申告書に、これらの項の規定により法人税を免除される金額の法人税免除に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書にその法人税を免除される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、これを適用する。

第五条の十二 法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額(基準年度の交際費額がない場合は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の當主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万元に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額と

は、法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額(基準年度の交際費額がない場合は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の當主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万元に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額と

は、法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額(基準年度の交際費額がない場合は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の當主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万元に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額と

は、法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額(基準年度の交際費額がない場合は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の當主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万元に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額と

は、法人が昭和二十九年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数を乗じ十二で除して計算した金額の百分の七十に相当する金額(基準年度の交際費額がない場合は当該百分の七十に相当する金額が当該法人の當主たる事業の区分及び取引金額に応じて命令で定める金額に満たない場合には、当該命令で定める金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額の二分の一に相当する金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入しない。

前項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が五百万元に満たない法人及び命令で定める資本又は出資のない法人については、これを適用しない。

第一項の基準年度の交際費額と



業年度の所得に対する法人税は、これに課さない。

前項の規定の適用を受ける農業協同組合連合会、森林組合連合会又は漁業協同組合連合会(以下本項において「連合会」という。)の直接又は間接の構成員たる出資組合である農林漁業組合で、各事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、昭和二十九年四月一日以後最初に終了する事業年度から該連合会の整備終了の日(当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつている場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、又は該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において、当該連合会の整備終了の日又は当該運営の日が当該農林漁業組合の同項による規定する整備終了の日前であるときは、同項に規定する整備終了の日とする。)の属する事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額については、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。

消費生活共同組合及び消費生活協同組合が各自事業年度開始の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に達しないものが、各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額についても、その翌年にかけていた金額についても、当該事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。但し、該事業年度において、その課税組合その他の命合で定める者以外の者にその事業を利用させた場合においては、この限りでない。

第十二条第一項中「所得稅法第九条第一項」を「所得稅法第九條」に改め、同条第二項中「相続又は被相続人」を、「相続人」を「相続人又は被相続人」と改め、同項但書を次のように改める。

第一　この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

第二　この法律の施行の日の前日までに支払を受けるべき所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)(第九条)第一号に規定する利息所得又は同条第二号に規定する配当又は元本の追加記名株式の配当又は元本の追加託金をなしうる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益の分配については、同日までに支払を受けたもの)については、なお従前の例による。

第三　改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第五条の四の規定は、同条の規定の適用を受ける昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得税について、旧法第五条の十一及び第五条の十二の規定は、法人の昭和二十九年四月一日前に終了する事業年度の積立金に対する法人税について、なおその効力がある。

第四　改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第一条の二、第五条の九、第七条の三、第七条の六第一項(同項各号に掲げる取引に係る事業所得の計算に関する部分に限る。)、第十二条及び第十六条の規定は個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、新法第五条の十一、第七条の十一、第七条の四、第七条の七第一項(新法第七条の六第七条各号に掲げる取引に係る所得の金額の計算に関する部分に限る。)及び第七项並びに第八条の五の規定は、法人の昭和二十九年四月一日以後終了する事業年度分の法人税について、なお従前の例による。

5 新法第七条の六及び第七条の七の規定（前項の規定の適用を受け得る部分を除く。）は、昭和二十九年四月一日以後に新法第七条の六第一項各号に掲げる取引があつたものについて適用し、同日前に旧法第七条の六第一項各号に掲げる取引があつたものについては、なお従前例による。

6 新法第十四条の規定は、昭和二十九年一月一日以後に同条第五項に規定する資産の買収があつた場合について適用する。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、資本蓄積の促進、資本構成の是正、輸出振興等の見地より、今次税制改正の一環として所得税、法人税等について所要の軽減措置を講じようとするものであります。

以下、本案の主な改正点を申上げますと、第一点は、個人が昭和三十一年三月末日までになした預入期間一年以上の長期の定期性預金等について支払を受けける利子所得については、他の所得と分離して五%の税率で課税することとし、又配当所得についても、その年間は分配金額の三分の一相当額を譲渡所得からなるものとして、所得税を課さないこととすると共に、分配金額に対する源泉徴収税率を一%とするることにいたしております。第二点は、価格変動準備金について、原則として時価又は帳簿価額のいづれか低い金額の

九〇・%相当額と帳簿価額との差額に相当する金額を積立てることができるることとし、價格上昇期においてもこの制度を利用してできるよういたしております。第三点は、製造業、鉄業、建設業、運輸業及び通信業等一定の種類の事業を営む法人が、本年一月一日から三年間のうちに増資を行なつた場合には、資産再評価及び減価償却を一定程度以上行なつており、且つ配当率が年二割以下であることを条件として、増資後二年間においてなされた配当金額について、有償増資の場合は、年一割相当額、無償増資の場合は、同族会社以外の法人に限り、年五%相当額を限度として法人税を免除することとしております。第四点は、資本金五百萬円以上の法人が、今後三年内の各事業年度において支出した公費等の額が、基準年度の交際費等の額の七割相当額又は当該事業年度の取引金額に一定割合を乗じて計算した金額のいずれか多い金額を超えるときは、その超える金額の二分の一を損金に算入したこととし、法人の交際費等の濫費を抑制しようとしております。第五点は、輸出所得の特別控除制度について、プラント輸出の場合の控除率を現行の三名から五名に引上げると共に、輸出商社の輸出所得に対する控除限度額を引き上げる措置を講じております。第六点は、新鉱床の探鉱及び取得を容易ならしめるため、新鉱床の探鉱用の機械設備の取得額を必要な経費又は預金に算入することとを認めております。第七点は、農地等費については、これらの費用を支出した年度において当該金額の二分の一相当額により買収された場合

